

第 2 4 号議案

足立区債権等処理判定委員会設置条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区債権等処理判定委員会設置条例の一部を改正する条例
足立区債権等処理判定委員会設置条例（平成 2 9 年足立区条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「の区営住宅における使用料等」を「（以下「区」という。）の債権（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る区の債権を除く。以下同じ。））」に改める。

第 2 条第 1 号中「区営住宅使用料等」を「区の債権」に改め、「事項」の次に「で、区長が必要と認めるもの」を加え、同条第 2 号を削り、同条第 3 号中「前 2 号」を「前号」に改め、同号を同条第 2 号とする。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

足立区債権等処理判定委員会の所掌事項を追加する必要があるので、この条例案を提出いたします。